

介護保険ニュース

令和3年度介護報酬改定への対応について －改定率は+ 0.70%－

令和3年4月からの介護報酬改定について、昨年12月17日の大臣折衝の結果、改定率+0.70%、うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（令和3年9月末までの間）で決定したところです。各サービスの報酬単価については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会において協議される予定です。

なお、従来は京都府をはじめ各関係団体との共催により介護報酬改定説明会を開催してまいりましたが、会員医療機関以外にも介護支援専門員や福祉系サービスなど対象が幅広く、施設サービスなども含む多岐にわたる内容となっております。

つきましては、今後は説明会ではなく、みなし指定サービスである居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ・通所リハビリなど医療機関に直接的に関係する内容に絞り、告示・通知を踏まえた改定概要を京都医報等でお知らせすることとします。

なお、改定内容の概要や資料等につきましては、下記の方法でお知らせする予定です。

令和3年度介護報酬改定率

令和2年12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、令和3年度の介護報酬改定は、以下のとおり。

改定率+0.70%

※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（令和3年9月末までの間）

◆介護報酬改定内容の周知方法

(1) 日医介護報酬改定説明会の資料の掲載（3月上旬予定）

府医ホームページに特設ページを設置し、パワーポイント資料等を掲載。

(2) Q&Aをはじめとする最新情報を適宜、京都医報にて周知（3月以降随時）

(3) みなし指定医療機関 介護報酬算定の手引きの配布（5月頃予定）

会員医療機関に主に関係する居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション（それぞれ介護予防サービスも含む）に内容を絞った「みなし指定医療機関 介護報酬算定の手引き」を作成、京都医報付録にて配付。